

平成 27 年度第 2 回茨木市立保育所の民営化
に伴う移管先法人選考委員会

議事要旨

- 1 日 時 平成 27 年 5 月 28 日（木）午後 6 時 30 分～午後 7 時 26 分
- 2 場 所 茨木市役所 南館 3 階 防災会議室
- 3 出席者等
 - (1) 出席した委員（◎は委員長）
◎小田委員、新野委員、齊藤委員、吉村勝樹委員、吉村文男委員、
松岡委員、赤土委員、楚和委員
 - (2) 欠席した委員
岡委員
 - (3) 出席した事務局職員
佐藤こども育成部長、中井保育幼稚園課長、
瀧川民営化担当参事、北川保育指導主事、佐竹副主幹、千葉副主幹
西田保育幼稚園課職員
- 4 案 件
 - (1) 移管先法人選考方法・基準について
 - (2) 移管先法人の応募状況について
 - (3) その他
- 5 発言要旨

委員長： それでは、出席ご予約の委員は、全てお揃いになりましたので、ただいまより第 2 回委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。
会議は、規則によって過半数の委員の出席で成立することになっておりますが、ご覧のとおり、8 名の委員が出席されておりますので、本日の会議は成立いたしました。

また、会議の公開・非公開につきましては、第 1 回会議におきまして、選考基準の議論以降については非公開と決定しております。今後はこの

委員会、全て非公開ということになりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

それでは、早速ですが第2回、本日の案件審議に入りたいと存じます。

本日の案件は、「(1) 移管先法人の選考方法・基準」、次に「(2) 移管先法人の応募状況について」、そして「(3) その他」となっております。いずれも相互に関係する案件でございますので、資料の説明を合わせて事務局のほうからご説明をいただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし

委員長 それでは、案件ごとに一括して資料の説明をお願いいたします。

では、まず「(1) 移管先法人の選考方法・基準について」でございます。一応、この案については資料を前回配付させていただいております。各委員の皆様からご意見を4月末までにいただくということになっておりました。現在、第1回の席上でA委員から少しご指摘がございましたが、それ以外には選考基準についてご意見はなかったとのこと。審議の中でまた改めてご意見を賜りたいと存じますが、最初に事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

事務局： それでは説明のほうをさせていただきます。座ったままで、失礼いたします。

それでは、移管先法人の選考方法と選考基準、それから今回の応募状況についてご説明とご報告をさせていただきたいと思っております。

まず、説明の前に資料のご確認なのですが、

1点目は、本日の「会議次第」でございます。

2点目は、「選考項目チェックシート（参考）」でございます。

3点目は、応募法人が3法人以上となった場合に使用いたします「予備審査における評価表（案）」でございます。

4点目は、「予備審査の結果表（案）」ということで、公表のイメージ図でございます。こういった形で公表したいと考えております。

5点目は、「本審査評価表（案）」でございます。

6点目は、「本審査の結果表（案）」ですが、先ほどの予備審査と同じような公表のイメージということで添付させていただいております。

7点目が、移管先法人の選考基準（案）」でございます。

8点目が、移管先法人の応募状況ということで、表にしております。

以上8点が本日の配付資料でございます。皆様、お手元でございますでしょうか。

なお、応募法人から提出いただいております応募書類につきましても、

参考にということで先日お配りしております。また、応募書類をお配りした際に、理事会等の関係で提出を猶予しておりました会計書類につきまして、本日までに提出がありましたので、ご配布しております。茶色の封筒に入っている分になりますので、また、お持ち帰りいただいて、お手数ですがけれども、応募書類に追加いただけたらと思います。

それでは、案件の説明のほうに入らせていただきます。

次第でお示ししております案件とはちょっと前後いたしますけれども、審査方法にもかかわってくることでございますので、まず今年度の移管先法人の応募状況について説明をさせていただきます。

お配りしております資料の8点目ということでご紹介した、「平成27年度茨木市立保育所の民営化に伴う移管先法人応募状況」という分なのでございますけれども、こちらのほうをご覧ください。

移管先法人の募集につきましては、第1回の選考委員会でご審議いただいて決定をいただきましたとおり、去る4月20日から5月22日までを応募期間としまして、期間の当初、4月20日から同月24日までを市内法人の優先受付期間として募集のほうを実施いたしました。この結果、市内法人の優先受付期間、4月20日から24日までの間に、社会福祉法人山善福祉会及び裕榮福祉会から応募の意向を示す申込書の提出がございました。

山善福祉会は、運営児童福祉施設ということで書かせていただいておりますが、おとのは学園、それから豊原学園、山水学園、いぶきの丘学園の各児童福祉施設を運営されており、鮎川保育所の民営化時の移管先法人でございます。

また、裕榮福祉会は、たちばな保育園及び花たちばな保育園を運営されており、玉櫛保育所の民営化時の移管先法人でございます。

2法人ともが市内法人で、かつ児童福祉施設を運営する法人であることから、前回の選考委員会で決定いただきましたとおり、この2法人が意向を示して以降、市内法人以外、つまり市外法人の募集は行わないことといたしました。

5月10日になりますが、玉島保育所の現地におきまして現地説明会を開催しましたところ、この2法人に加えて社会福祉法人親和会の参加があり、以上の3法人から提出期限でありました5月22日までに申込書類の提出がございました。

最後の社会福祉法人親和会は、末広認定こども園を運営されておりまして、松ヶ本保育所の民営化時の移管先法人でございます。

以上の3法人はいずれも市内法人で、かつ児童福祉施設を運営する社

会福祉法人でございまして、さらに過去の民営化における移管先法人でございまして。

このように、今回の選考につきましては3法人から応募がございましたので、本審査の前に予備審査を実施していただき、本審査に進む2法人を決めていただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

なお、予備審査等の審査方法の案につきましては後ほど説明させていただきます。

次に、選考基準につきまして説明のほうをさせていただきますので、こちらの選考基準の冊子をご覧くださいませでしょうか。

先ほど、委員長からもご説明いただきましたけども、第1回の選考委員会におきまして選考基準（案）について各委員の皆さんからご意見・ご提案がございましたら4月末までに事務局までお寄せくださいということをお願いをしておりましたが、その後、各委員の皆様からは特にご意見・ご提案をいただいておりますので、改めてご報告させていただきます。

また、前回の選考委員会で、A委員からご指摘をいただいております応募法人の会計基準につきましては、評価対象の年度の3年度間のうち、平成26年度については3法人とも新基準を採用されておまして、平成25年度、24年度につきましては1法人が新基準、あとの2法人が旧基準と混在した状況となっております。

これらの状況につきましては、わかり次第教えてほしいということでA委員から、前回の委員会のごときにご提案がありましたので、この状況につきましては事前にA委員にご報告をさせていただいております、A委員にご指導いただきながら選考基準（案）の「5 経営基盤」の4につきましては、それ以降の経営基盤につきまして修正を行っております。

主な修正のポイントとしましては、新会計と旧会計の用語の違いをカバーするということになりますが、その違いを項目ごとに新基準を採用している場合とか、旧基準を採用している場合とかということで併記するような形をとりますと、非常に文章の量が多くなる、分量が多くなるということで委員の皆様にご判断いただく際に非常に見づらい資料になる可能性があるということで、A委員のほうからご指摘をいただきまして、冒頭に新会計と旧会計の用語の違いを、読み替えのルールを併記させていただきました。

その他につきましては、文言の軽微な修正ということで、多少文言が違っている部分が新会計と旧会計にあるということを知っておりますので、その部分を修正させていただいて、いずれも朱書きで示させてい

ただいています。

なお、この経営基盤に関する法人会計につきましては、専門的な内容でございますことから、公認会計士でありますA委員に分析していただき、次回の選考委員会においてその内容を報告していただく予定でございます。各委員におかれましては、A委員からいただくご報告内容を踏まえてご判断いただければと考えております。A委員におかれましては、本日欠席をされておりますけれども、今のところ次回の6月の委員会までに分析をいただくことは、可能ということで伺っておりますので、今後、A委員との連絡等につきましては、事務局で調整させていただいて、分析をしていただこうと考えております。

続きまして、選考基準の「5 経営基盤」以外の報告につきましては、先ほども申し上げましたが、各委員の皆様から4月末までに特にご意見やご質問をいただいておりますので、「5 経営基盤」の修正内容とともにこのまま決定いただくかどうかということについて、ご審議いただければと考えております。

次に、移管先法人の予備審査及び本審査の方法案について具体的に説明をさせていただきます。

まず、資料の「選考項目チェックシート（参考）のほうをご覧ください。こちらのほうは、応募法人には選考項目ごとに移管後の保育所での取組について、それぞれ記入をいただいております。申込書類のほうをまた見ていただいたらと思うのですが、移管後の保育所での取組について、それぞれご記入いただいているというところになります。

第1回の選考委員会におきまして詳しくご説明させていただきましたので、このシートについての詳細な説明については、割愛させていただきますが、こちらのチェックシートにつきましては、5点満点でつけていただくとか、ABCでつけていただくとかということで、各委員の皆様が評価していただく際のメモとしてご活用いただければと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、予備審査に使用いたします評価表（案）をご覧ください。今回は、3法人から申し込みがありましたので、この評価表、案ではございますが、決定いただいた後の評価表をご使用いただいて、予備審査を行っていただくこととなります。

一昨年は下穂積保育所において3法人からの応募がございましたので、この評価表を使用して本審査に進まない1法人を、また昨年度は中津保育所において4法人から応募がございましたので、同じく本審査に進まない2法人を選考していただいたところです。

予備審査の方法として、本審査に進む2法人を選考いただくというふうに先ほど申し上げたのですが、本審査に進む法人を選考いただくのではなく、本審査に進まない1法人を選考していただくということになります。その理由といたしましては、仮に本審査に進む法人を選考していただくことになると、各委員様の評決方式ということになりますので、各委員様に2法人を選考していただくことになります。そういたしますと、各委員の皆様が、投じた票の多い法人から本審査に進む法人を2つ選ぶこととなりますので、それぞれ1位、2位ということでおのずと順位がわかってしまい、本審査への影響が懸念されますことから、本審査に進まないご遠慮いただく法人を1法人選考するというものでございます。これは一昨年度の選考委員会でも委員の皆様の中でご議論いただいた事項でもございまして、本審査の影響を考慮したものでございます。

次に、予備審査の公表のイメージ図をご覧ください。応募要領におきまして応募法人の名前は公開することとしております。また、移管先候補法人を決定していただく際には、決定していただいた法人名を公表することとしております。したがって、予備審査の段階で法人名を公表することといたしますと、どの法人が予備審査で落選したのかがわかってしまう形になりますので、図にございますように法人名はA法人、B法人、C法人ということでABCと記載させていただければと考えております。これはあくまでも公表のイメージでございまして、昨年度の選考委員会と同様に選考に当たりその透明性を確保するため、各委員の皆様で意見交換をしていただく機会を設けていただければと考えております。したがって、集計結果につきましては委員名、法人名ともホワイトボードを使いまして、それに記載させていただいて、意見交換をしていただければというふうに考えております。

なお、予備審査につきましては、次回の選考委員会におきましてA委員から経営基盤の分析結果をお聞きした後に、本審査に進まない1法人、ご遠慮いただく1法人を選考していただくこととなりますのでよろしく申し上げます。

次に、本審査についてご説明申し上げます。本審査につきましては、応募された法人が有する施設に視察を7月に予定しているのですが、及びヒアリングを経て、選考委員会の最終回、7月の下旬ぐらいで予定をしているのですが、その選考委員会の最終回で移管先候補法人を決定していただくこととなります。

本審査の評価表、これも案でございますけれども、こちらをご覧ください

さい。本審査におきましては、予備審査を通過した応募法人の2法人の中から、移管先候補法人を決定していただくこととなりますので、各委員の皆様におかれましては移管先としてよりふさわしいと思われる法人の選考結果欄に丸印をしていただくこととなります。その結果につきましては本審査の結果表、これも案でございますけれども、こちらのほうで、こういった形で公表したいと考えております。

応募法人名及び移管先候補法人名は公開することとしておりますので、移管先候補として決定していただいた法人さんのお名前につきましては、公開させていただきたいと考えております。また、選に漏れた法人名については、先ほどの資料にもございますように、B法人などということで表記して公表したいと考えております。

選考委員会の委員の皆様数は、9名の委員構成になっておりますので、必ず一方の法人が多数となり移管先候補法人を決定していただけることとなります。

なお、予備審査及び本審査の公表に当たりましては、移管先候補法人としてより優良な法人を選考していただくこととなりますが、社会福祉法人そのものの評価ではないことから、選に漏れた法人への配慮ということも考慮いたしまして、米印のところに、「この選考結果そのものが現在の法人を直接評価するものではございません。」という表記をしたいと考えております。

なお、各法人からの応募書類につきましては、先日、配付させていただいておりますが、法人に関する情報も多く含まれておりますので、その取り扱いにつきましては十分注意いただき、次回の選考委員会までに十分検討いただきますようよろしくお願いいたします。

説明及び報告につきましては以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

委員長： ありがとうございます。

ただいま、案件の(1)・(2)に関連する資料のご説明を一括していただきました。具体的な選考を行うに先立って、選考基準や選考の方法など、前提となる幾つかの項目について一点ずつ委員の皆様のご意見を確認しながら決定していきたいと思っております。

案件(2)の「移管先法人の応募状況」については、資料、お聞き取りのとおりでございます。この3法人から最終的に1法人を選んでいただくというのが当委員会の課題になるわけでございますので、この案件(2)については今何か決めるという必要はございません。

そこで逆に戻りますが、案件の(1)「移管先法人の選考方法・選考

基準」に関するご説明をいただきまして、A委員のご指摘により修正がございました。まず、選考基準についてはA委員からのご指摘により一部修正案が示されております。それ以外には委員の皆さまからご意見は出されておられませんので、まずA委員ご指摘の修正の点について各委員からご意見を頂戴し、基準のほうをまず確定していきたいと存じます。

そして、A委員のご指摘は経営基盤に関するものでございますので、A委員に具体的に法人会計についての分析をしていただきまして、それを次回の委員会の席上で各委員にご説明をいただくと。その点を各委員にご了解をいただかなければならないかと思えます。変更の内容につきましては、ご説明のとおりでありまして、ここでは繰り返しません。新基準と旧基準が混在して資料として上がってきているようですので、整合がとれるように、この「選考基準（案）」の中に所要の修正を加えたというものでございますが、その点につきましては各委員からご異論はございませんでしょうか。

技術的な内容ですので、A委員のご意見を優先すれば適切ではないかと私も考えております。

基準をただいまご説明のとおり修正した上で、経営関係の項目の分析につきましては、ご専門のA委員に分析を基本的にはお願いをします。そして、それをわかりやすく各委員に次回ご説明をいただいて、そのご説明を前提として具体的な各委員の審査をしていただくと。このような段取りで経営基盤については考えていきたいと委員会としては決定してはどうかというご提案でございますが、各委員からご異論はございませんでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： 今日資料は出されておりますけども、非常に詳細で難しい内容になりますので、基本的にはA委員が、わかりやすく分析をしていただいたものを前提にして審議を進めていきたいと考えております。

それではご異論もないようでございますので、この後、A委員との調整につきましては、本日お休みでございまして、事務局のほうから遺漏のないようにご連絡をお願いいたします。

次に、再度確認になりますけれども、審査すべき項目が5点あって、今、問題になりましたのは5番目の経営基盤に関する修正意見でございました。それ以外の1番から4番の審査項目に関しましては、特に各委員からご指摘はございませんでした。5番目の経営基盤については、ご了解いただきましたけれども、改めてお尋ねいたしますが、経営基盤以外の審査項目につきましては原案のとおりでよろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： ありがとうございます。

それでは、選考基準につきましては、この資料でございますように、本日、一部経営基盤に関して修正がございましたが、それ以外についてはこの「平成 27 年度茨木市立保育所の民営化に伴う移管先法人の選考基準について（案）」が、基準に関してではありますけれども、案がとれるということになりました。

次に、選考方法でございます。選考方法は、「選考項目チェックシート（参考）」以下、評価表や結果の公表のイメージ図などの資料によって示されております。これらについて議題にしていきます。

まず、順を追って、「選考項目チェックシート（参考）」でございます。これは、ただいまご説明の中にごございましたように、各委員は、これを共通の材料として審査をしなければならないというものではありません。項番のところは 5 項目、審査項目がございます。その内容をこの選考基準案に従って細かい項目に分けていただいて、見やすくしたものでございます。そして右側のほうに評価のポイントとか備考という欄があって各委員が、資料を読んで具体的な選考をする際に参考資料といえますか、考え方のガイドラインとして活用していただくべきものとしてご提案をいただいたものでございます。ですので、これでいいか悪いかを決定する、そういう性格の資料ではなく、正確に選考基準案を反映するように項目を整理していただいたというものにすぎません。ですので、仮にこういうチェックシートで審査をするのは、具合が悪いのではないかと、別のチェックシートを使うのであれば何か方法、様式なども考えられるのではないかとというようなご意見がございましたら承りたいと存じますが、いかがでございましょうか。

別に使わなくてもいい訳です。また評価のポイントのところは、ABC と書いてもいいですし、5 点満点で 1 点とか 5 点とか 3 点とか任意に各委員が、それぞれの項目審査を行うに当たってご活用いただければよろしいかと思えます。ですので、こういうものは要らないとか、あるいは別の様式又は、チェックシートを改善して使うべきであるとか、そのようなご意見がなければ、この場では、参考までに説明を聞いていただいて確認したということでもよろしいのではないかと思えますがいかがでございましょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： ご異論ございませんか。

それでは、これにつきましては以上といたしまして、活用の方法は重

ねて繰り返しますが、ご自由にご利用いただきたいと思います。

次に、選考基準が決まって応募状況をご報告ありましたので、その3法人の中から今、決めていただいた基準を適用して、1法人を最終的には決定しなければなりません、その過程で今回3法人から応募がございますので予備審査が必要になります。

その予備審査の具体的な方法について資料がございました。最初に「移管先法人選考委員会予備審査評価表（案）」というものを使って選考するわけですが、この予備審査、項番1、2、3とあって、ここに記載する内容は本審査で2法人を対比して判断をするに当たって、その本審査には進まない、この段階でご遠慮いただくべき法人を1つチェックしていただくと、こういう手順を実施するための資料でございます。その前提として法人会計については、A委員からご説明をいただいた後、この予備審査を行うこととなりますけれども、なぜそのような形をとるのかとか、それを結果として公表するのが今度は次の予備審査結果表（案）、公表のイメージ図というものになるというご説明がございましたが、この点も含めまして何か疑問の点とか、確認をしておきたい点とか、あるいは別のこういう方法があるのではないかとというようなご意見とかがございましたら、承りたいと存じますがいかがでございますでしょうか。

要するにこの1、2、3法人を予備審査の段階でいいほうから2つ選ぶと、もうその時点で、例えば点数のつけ方にもよりますが、1、2、3という順位がおのずと決まってしまうこととなります。本審査はそれに先立って2つの法人の現在経営している施設などを現地視察するなどによって移管先としてふさわしいかどうかをご検討いただくことになるわけでございますけれども、そういうプロセス、本審査のプロセスに何らかの予断を与えてしまうことにはないかと、それが懸念されるので3つのうち1つだけ本審査に進まない法人を選んでいただくという、ちょっと複雑な手続になっているわけでございます。

その点についてはご理解いただけますでしょうか。

それでは予備審査は本審査に進まない、本審査はご遠慮いただく法人を選考するということ自体についてはよろしゅうございますでしょうか。

各委員： はい。

委員長： それではそのように決定させていただきます。

B委員： 済みません、それで

委員長： 評価表の記載の仕方ですね。

B委員： 済みません。それで予備審査に進まない法人さんをCと名づけるわけですね。

委員長： そうですね。

B委員： そうということですね、はい。

事務局： たまたまイメージ図ではC法人だけになっているのですが、委員さんによっては、A法人につけられたりB法人につけられたりということになると思いますので、そのレ点が一番多いところをご遠慮いただく法人ということになります。

B委員： レ点が一番多かった法人さんのことをC法人と呼ぶというわけではない。

事務局： いや、たまたまC法人になっているのですけども、AになったりBになったりすることはあります。

委員長： 網掛けがBの欄につくこともあるわけですね。

事務局： そうです。レ点が一番多いところに網掛けがつくという形になります。

委員長： そのとき、そのチェックの数も公表されるわけですね。

事務局： はい。このまま公表するという形で、たまたまこれ、Cだけになっているのですけども、順番につくという形になると、一番多いところが網掛けになるという形で、それはC法人とは限らないということです。

C委員： この3法人が、A、B、C、この順番で当たるということでもない。

B委員： そこがちょっとありまして。

委員長： 応募状況というのはもう公表されているわけでしょうか。

事務局： はい、そうですね。

委員長： では3つの法人が応募したということはもう周知されるわけですね。

事務局： 申し込みいただいたところは、一旦、意思表示していただいた、意向表明していただいた順番で一応今は公表させていただいているのですが、特にその順番にこだわるつもりはありませんので。

委員長： 応募の日付順であるとおのずと、わかってしまうわけですね。

事務局： はい。

委員長： ですから、これは、A、B、C法人はチェックの少ないほうから並べればいいのではないですか。A、Bについては中身がマスキングされて見えませんのでどちらがいいのかはわかりません。一番チェックがたくさんついたところが網掛けとともに示されるわけですので、A、Bの中身には影響を与えないですね。

C委員： イメージ図のような形でよろしいでしょう。Cが落ちたという形で。結果としてCが落ちたということ。

委員長： ということは、C法人以外の、この2行は要らないということでしょう。

うか。

C委員： いや、それはそのまま、このA、B、Cがそれぞれ意思表示順とは限らない。どれか、落ちたものがとにかくCにくると。

B委員： それがわかりやすいですね。

委員長： そうですね。というのが公表のイメージ図の中身ですけれども、なおご疑問の点とかございますでしょうか。

一応、委員会の中では選考結果を巡って各委員同士で確認を要するといったようなことがあるかもしれませんが、審議の透明性を確保するため委員のお名前と、それから法人名はホワイトボードの上に、そこにありますホワイトボードの上に書いて、委員の名前、それから対象となる法人の名前を明らかにした上で、各委員がどのような判断をされたかというのは明らかにした上で、各委員の判断を巡っての意見交換というのは行いたいと考えております。ですので、ある委員に対してその判断はおかしいではないですかとか、例えばそういった議論をする機会というのはございます。ただし、市のホームページ上で最終的な予備審査の結果として公表される時はこのイメージ図のとおりという形になります。したがって委員の名前、本審査に進まなかった法人の名前も具体的には出ません。

ということで各委員が、認識をともにされていけばいいわけですがけれども、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。こういったイメージでホームページを通じて市民の方々の目に触れることになります。委員さんの固有名詞、法人の固有名詞は出ません。

各委員： 異議なし

委員長： それでは予備審査の評価表は、これでご了解をいただいて、ただいま予備審査の結果表の公表イメージ図というのもご了解がいただけましたので、このそれぞれ2枚の資料については案をとらせていただきます。

次に本審査のやり方、方法に進みたいと思います。「本審査の評価表(案)」と、それから同じく「本審査結果表(案)」、「公表のイメージ図」でございます。これは、ちょっと予備審査とは違います。今度は説明によりますと、まず評価表(案)については2つに絞られてきておりますので、委員会の中では法人の実名を出して選考結果が判明するというようになります。それは具体的にどちらが選ばれるかにつきましては、次の「本審査結果表(案)」のほうで同じように各委員はA、B、Cと表記されて実名は出ません。そして法人については、委員会の中の議論では法人の実名が出た形でホワイトボード上で確認をして、それぞれまた

委員間の意見のやりとりをしていただいた上で、最終的には、今度は移管先として適切なものに○をつけていただいて、その○の多いほうが実名とともに公表されるという段取りになります。○の少なかったほうの法人については、ここではたまたまB法人ですけれども、これはどうなのですか。予備審査のときのA、B、Cと、AかBかと別に一致させなくてもいいのですか。

事務局： そうですね。選ばれなかった法人さんを例えばBという形で表記したいということです。法人名をそのまま出すのではなくて、何らかのアルファベットで表記したいということです。

委員長： はい。A法人の場合もあり得るわけですけれども、とにかく実名は出さないということですね。

事務局： はい、そうです。

委員長： このイメージで、○の数も両方出ますので、非常に僅差である法人に決まったのか、それとも圧倒的な大差で決まったのかというのわかります。けれども法人の実名は、移管先として決定したほうのものしか示されません。こういうイメージでございます。

何かご説明や私の今の要約でわかりにくい点などはございませんでしょうか。

まず、「本審査評価表（案）」ですけれども、今度は○をつけていただくということでチェックではありませんが、いずれかより移管先として適切なほうに○をつけていただいて委員名を書いて、それを事務局が回収して、それをこの全体の総括表にまとめてホワイトボードに記載していただくと。ですから、各委員は実名がわかり、かつそのそれぞれの委員がどちらに投票されたかというのわかります。ですので、その判断を巡っての議論を行う時間というのは委員会の中でございます。もし各委員の皆様、ご自分の判断と違った場合には他の委員に対してなぜそうなったのかを聞いていただけるという時間はつくりたいというふうに考えております。

まず、評価表ですけれども、このような形でどちらか1つ適切なほうに○をつけるというやり方については、ご異論ございませんでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： ありがとうございます。

次は、公表のイメージですけれども、公表のイメージ、本審査結果表（案）の公表イメージ図についてはこのような形で市のホームページを通じて市民の方々の目に触れることになります。

何か不都合な点、支障をお感じの点はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明をいただきました「本審査に係る評価表(案)」、「本審査に係る結果表の公表のイメージ図」、それぞれ案をとっていただいて決定させていただきたいと存じます。ありがとうございます。

委員さんのご協力で案件(1)・(2)、一応順調に決定をさせていただきましたが、

D委員： 済みません。

委員長： はい、どうぞ。

D委員： 応募状況の中でこの3法人で、運営児童福祉施設に認定こども園ということで記載されている法人もありますが、これはいつこの形にされたのですか。今年ですか。というのは、会計の出し方もやはり変わってくるのかなと思うのですけれど、やはり認定こども園というのは、1号認定、2号認定、3号認定と公定価格など、本当に複雑なのですよね。

皆さんが、悩まれて会計処理をしておられるでしょう。その辺は、影響はないのですか。

事務局： 認定こども園になられたところは、今年の、27年4月1日からでございますので、

D委員： 4月1日からですか。

事務局： 今、出している資料は全部保育所会計に基づくもので、どこの法人さんもそういう形で統一されているということです。

D委員： そうですか。

事務局： はい。

D委員： ちなみに茨木市では、どれぐらい認定こども園の数があるのですか。

事務局： 保育所から認定こども園に移られたところが全部でして、19か園。

D委員： 保育所から認定こども園に、公立はないのですか。

事務局： 公立はないです。

D委員： 19か所が認定こども園にことし4月から移行したのですか。

事務局： はい。

D委員： ああ、そうなのですか。幼稚園のほうも何かちょっと聞いていて、実際どうなったかわからないのですけれど。

事務局： 幼稚園のほうは、まだ当初公定価格とか、補助金の割合の関係もございまして、その方向性が明らかになるまで待つというところが多くございましたので、私立の幼稚園さんから認定こども園というのは今現在の

ところ伺っておりません。ただ、私立幼稚園さんのほうで新制度の新しい給付、施設型給付のほうに移られたところは1園だけございます。

D委員： 19カ所ということは、皆さんそれぞれ順調にというか、いろいろな形で大変ですけど、皆さん努力されて現在運営されているということですか。

事務局： そうですね。19か園行っていただきましたけれども、1号枠を設けていないところもございまして、最低の人数枠で移行していただいていますので、多いところでも枠としては15名程度。在園児が就労が外れても通っていただけるような仕組みとするためにある程度こちらのほうもお願いをしまして、15名という枠の中でお願いしております。

B委員： そうしましたら、もし、そういった法人を訪問して視察・ヒアリングということになった場合は、認定こども園の様子を見せていただくということになるわけですね。

事務局： はい。もう今現在、認定こども園としてスタートされていますので、そういう形になります。

C委員： よろしいですか。

委員長： はい、どうぞ。

C委員： それぞれ3法人とも今回応募されたのが、茨木市立保育所の移管を受けて現実に運営されている保育所ということで、前回、前々回は、そういうところもあるけれども、初めてというところがあって、どうなのかというような話があったけれども、現実に今、茨木市立の保育所を移管して民営化されているということは、ある意味行政としても一定の水準はあるというふうな判断をされているのではないかというふうに思うのだけれども、移管後、この3法人の運営している鮎川、玉櫛、松ヶ本かな、この運営についてこれまでの間で何か問題があったとか、不適切なことがあったとか、何か指導をしたとか、そんなことはありますか。

事務局： 特に何もございません。

C委員： 順調に運営されていると。

事務局： そうですね。

C委員： 問題なく。

事務局： はい。

C委員： 三者協議会で、何かいろいろ問題が出て、何かしたとか、そんなことも別にない。

事務局： はい。三者協議会のほうは、今現在、実際に三者協を行っているのは直近で民営化をしました鮎川保育園のほうが行ってございました。ただ、ここでも順調に進みまして、今、二者の中で協議をいただいている

状況です。必要に応じて三者協議会は開催する予定としておりますけれども、今のところ開催の依頼は来ていませんので、おおむね順調に進んでいるというふうには考えております。

C委員： だから、次回の会議でA委員の話聞いた後で、ご遠慮願うところを決めるというのは、非常に難しいなど。今までだったら、どうして応募しているのだろうと思うようなところもあったが、そんなところはないだろうし、行政のほうで何か特に問題があったとか、そういうような指摘があれば言うておいてもらえば、参考になるのかなと思います。

委員長： いずれの法人も保育所経営の長いご経験があって、かつ市からの移管も受けて現に経営しておられるわけですので、よりよいところを選ぶというのが大変難しいという事実はご指摘のとおりだと思います。それを私どもお預かりしている資料から読み解いていって、まず次の6月の委員会では3つのうちから1つだけご遠慮願わないといけないわけですので、なかなか微妙な判断を要求されることになろうかと思いますが何分よろしく願いいたします。

E委員： 済みません。

委員長： はい、どうぞ。

E委員： 最終の5月22日に、最後に手を挙げられた法人は、最終まで、何か迷っておられるとか、資料が揃わないとか、そういうような何かございましたのでしょうか。

事務局： 特にそういうことは、聞いてないです。5月10日に開催しました現地説明会については、参加されていまして、応募の意思はそのころには、もうあったというところですが。

E委員： もっておられたということですかね。

事務局： 書類自体は、当初4月20日から24日までに市内法人を優先する期間に申し込みの意向表明をするというところでは迷っておられたということもあったのかなと思うのですが、そこでは特に意向表明はされなかったのですけれども、5月10日にはお見えになっていましたし、そこからは意欲的に応募を考えているということもおっしゃっていましたので、提出のほうは、書類を全部揃えてということになっていますので、5月22日になったというふうには考えております。

E委員： はい、わかりました。

C委員： それともう1つ、お願いといたらおかしいけれど、見学に行きますよね、2か所、2つになったときに。これはできたら移管した保育所へ見に行くと、移管したら保育所がこうなっていると、こういう運営をされているというようなものを見てもらったほうがいいのではないかと

いうふうに思いますので、そういうような調整をしていただけたらと思います。

委員長： その点はほかの委員の皆様、ご異論ございませんでしょうか。複数の保育所を経営しておられますが、移管して現在経営しておられるところを現地で拝見すると。それを今後の移管先としての判断の参考にしていただくということでよろしいでしょうか。

それでは、見学先は、移管されたほうの保育所ということをお願いいたします。

本日は選考基準と、それから選考方法についてご決定いただきましたが、それを前提として次の委員会から具体的な選考に入ります。まず書類選考と予備審査ということになりますが、それに先立ちまして、この選考基準で、この選考方法で何かわかりにくい点とか、あらかじめ委員間で認識を共通にしておいたほうがよいのではないかという点がございましたら最後に伺っておきたいと思います。いかがでございましょうか。

各委員： 特になし

委員長： ありがとうございます。

それでは、案件の（１）と（２）につきましてはご協力をいただきまして円滑に決定に至りました。

最後に案件（３）の「その他」というのがございますけれども、各委員から何かその他の話題や確認事項はございませんでしょうか。

それでは事務局のほうから何かご連絡はありますでしょうか。

事務局： 本日は慎重なご審議を賜りまして本当にありがとうございます。

今後のスケジュールでございますけれども、次回の選考委員会につきましては、先ほど来ございますように、法人会計の審議、それから予備審査を予定しております。A委員に財務状況の分析をしていただくお時間もございますので、委員の皆様方とは6月25日（木）ということで事前に調整をさせていただいているところでございます。今現在、A委員にお伺いしているのは、25日には大丈夫ということで伺っております。今後、A委員のほうとは連絡を密にしまして、25日の開催が確実になりました際には、また改めてご連絡をさせていただきたいと思いますので、ご理解のほうをお願いしたいというように思います。

事務局： 本日決定いただいた資料につきましては、案とか参考といった部分を取らせていただいて、また後日、明日以降に郵送なりの方法でお届けしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員長： それでは、以上をもちまして第2回を閉会させていただきます。ご協

力いただきありがとうございました。

—了—